

## 三豊市農業委員会 1 月定例総会議事録

令和 5 年 1 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 1 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1・3 0 2 会議室において開催した。

### 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 8 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 5 名)

#### 【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 省三	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	ー
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	○	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

#### 【農地利用最適化推進委員】

8 番	西山 勇	ー	12 番	石井 秀一	○	29 番	岩倉 卓三	○
38 番	細川 覚	○	48 番	白川 剛	○	54 番	太田 正嗣	○
56 番	柴坂 松良	ー	64 番	尾崎 博	○			

### 2. 署名委員

4 番 笠原 孝弘  
1 4 番 安藤 弘

### 3. 傍聴人

な し

### 4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚  
事務局 次長 岡崎 英司  
主 任 菅原 雅慶  
主 任 大井 要平

### 5. 書 記

会計年度任用職員 山地 茉理子

### 6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)  
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 6 号 非農地証明願いの件について  
議案第 7 号 農用地利用集積計画の件について  
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会1月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。昨年は何かと大変な年ではありましたが、皆様方には大変お世話になり、ありがとうございました。今年度も皆様方のお力を借りて、農業委員会として色々な意見を申し出ていければと思っております。また、去年の10月には、三豊市長に、農業委員会として要望をだしておりましたが、その結果の回答ができました。回答の内容については、今日、農林水産課の課長より説明がありますので、よろしくお願ひ致します。今日の審議議案についてはそう多くはございませんが、皆様にご協力頂き、スムーズに進行できますようよろしくお願ひ致します。また、その他の件で、協議をしていただく案件もありますので、そのあたりも踏まえながら議事進行していきますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は23名です。定数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明を致します。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願い致します。また本日出席いただいている推進委員さんにおいては提出された意見を述べることは差支えありませんが、裁決には参加できませんのでよろしくお願ひ致します。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願ひ致します。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会1月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号4番 笠原 孝弘委員さんと、14番 安藤 弘委員のご両名にお願ひいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号23号を朗読 〕

以上23件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号23号の23件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

議長 ただいまの議案第2号の報告に関する質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。9ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号の番号1号から番号14号の議案説明をさせていただきます。

〔議案第3号 番号1号から番号14号を朗読 〕

以上14件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。申請地は、譲受人の住宅に隣接する農地で、譲受人が農地の管理を行っていました。譲渡人は農業をしておらず、今回の話がまとまりました。申請地はきちんと管理されており、今後は野菜を作付けする予定です。周辺農地への影響はありません。ご審議お願ひ致します。

番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。以前から譲受人が借りて耕作をしていましたが、今回譲渡人から無償で譲渡したいという話があり、契約がまとまりました。申請地は、十分に管理されており、周辺農地への影響もなく問題ないと思っておりますのでご審議お願ひ致します。

8番 番号3号と番号4号について説明します。譲受人は同じ人です。譲渡人と譲受人の関係は他人です。譲渡人両名が以前から譲受人を探してお

り、知人 の紹介で今回話がまとまりました。譲受人は今後、農業経営規模拡大を行う予定です。申請地は綺麗に管理されており、周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は他人で同じ自治会です。以前から譲渡人から申請地を買ってほしいと話がでており、譲受人は申請地に隣接している農地を借りて耕作しているため、今回の申請になりました。申請地は綺麗に管理されており、周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

9 番 番号6号について説明します。譲渡人と譲受人は近所で両方とも、農業に従事しております。お互いの農地が隣接しており、申請地を買うことで農地の管理、営農がしやすくなるということで有償での売買が成立しました。申請地はきちんと管理がされており、周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は農地の管理ができなくなり、今回有償で話がまとまりました。譲受人は兼業農家です。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

10 番 番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は、譲受人の農地に隣接しています。譲渡人の農地と、譲受人の所有の雑種地を交換するという話でまとまりました。譲受人は常時農業に従事しており、今後も経営規模を拡大するそうです。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

2 番 番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は、同じ自治会です。譲受人は高齢のため農業ができなくなり、譲受人との今回の話がまとまりました。譲受人は農業に従事しており問題ありません。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

14 番 番号10号と番号12号について説明します。譲渡人と譲受人は譲受人の法人の従業員です。譲受人は経営規模拡大をする予定で、所有の農地もきれいに管理されています。周辺農地への影響もなく問題ありません。

番号11号について説明します。譲受人と譲渡人は他人です。譲渡人が農業廃止を行うため相談したところ、話がまとまりました。申請地は、譲受人が借りて耕作しており問題ありません。周辺農地への影響もなく問題ありません。

番号13号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。現況に合わせるための申請となります。申請地はきれいに管理されています。周辺農地へ影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたのでこれより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号1号から番号14号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号14号の14件につきましては、適当と認め許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第4号 番号1号から番号4号を朗読 ]

なお、農地区分につきましては、番号3号は国また地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので第1種農地に該当します。第1種農地については原則不許可ですが、申請にかかる農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するものであり、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであり不許可の例外に該当します。その他は第2種農地です。以上4件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので提案申し上げます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

9 番 番号2号について説明します。位置図と公図をご覧ください。申請地は営農型太陽光発電設置を行うものです。太陽光の基礎の部分の申請となります。地元の水利組合等にも確認いただいております、問題ないと思われまますので、ご審議お願い致します。

15 番 番号3号について説明します。位置図と公図をご覧ください。今回は再申請となり、すでに営農型太陽光発電設置しております。周辺農地への影響もないと思われまますので、ご審議お願い致します。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。15ページを開いてください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号4号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議案説明をさせていただきます。

[ 議案第5号 番号1号から番号4号を朗読 ]

農地区分につきましては、番号3号と番号4号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号3号は住宅その他申請に計る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、また番号4号は申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用で行うものに該当するため不許可の例外に該当します。その他は、第2種農地に該当します。以上4件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

9 番 番号2号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人は、会社の経営規模を拡大する予定で、申請地に会社の倉庫を建てる予定です。地元の水利組合の了承も得ていますので、問題ないと思われまます。ご審議お願い致します。

15 番 番号4号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲渡人と譲渡人は家族です。営農型太陽光発電施設の設置として、一時転用の申請を行うものです。周辺農地への影響はなく問題ないと思われまます。ご審議お願い致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号4号の4件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。17ページをお開き下さい。議案第6号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第6号 番号1号を朗読 ]

よろしくご審議お願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

17 番 番号1号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、申請地は住宅地と農地の間にある水路になっております。すでに水路として使用しており農地として復旧する見込みはないと思いますので、非農地が妥当だと思います。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「非農地証明願いの件について」についてご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め非農地証明書を交付することに決定します。それでは次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。18ページか

ら51ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数63件、面積が15.86ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては52ページから60ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は15件であり、面積は4.21ヘクタールとなっております。以上利用権の設定78件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問ありませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようですので、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって議案第7号「農用地利用集積計画の件について」78件すべて適当と認め、原案の通り決定と致します。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました

その他の件

1. 三豊市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見について(農林水産課)

2. 農用地利用配分計画(案)について(意見聴取)  
令和5年1月審査分

3. 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について(意見聴取)

4. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)

5. その他

(1) 2月定例総会について

日時 令和5年2月20日(月)午後1時30分

場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
2月7日(火)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町:丸岡祐二	豊中町:藤川 剛
		詫間町:石原 剛	仁尾町:吉田由紀

(3) 配布物

- ・「普及センターだより 第174号」
- ・農政情報 No.383(令和5年1月号)

閉会【午後3時30分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_